

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 埼玉県医学検査学会運営規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の学会運営に関することは、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 埼玉県医学検査学会（以下「学会」という。）は、会員の研究成果の発表と討論を通じて、技術の向上及び研鑽の実を上げるに資することを目的とする。

(学会事務局)

第3条 学会に必要な事務を処理するため学会事務局を置く。

2 学会事務局は原則として学会長が所属する機関内に設置する。

(事務管掌)

第4条 学会事務局は次の事項を分掌する。

- (1) 事務連絡に関すること
- (2) 当日運営委員の選任
- (3) 渉外に関すること
- (4) その他学会運営に必要な事項

2 法人または団体への学会協賛依頼文書等は本会事務局を経るものとする。

(物品管理)

第5条 学会事務局は学会で使用する各種物品を適正に管理することとする。

2 学会備品等は前期学会の終了後に次期学会事務局に移動保管することが望ましいが、施設の条件等で困難な場合は本会事務所にて保管を行う。

3 物品の管理については学会の責任で行い、本会事務局は関知しないものとする。

4 学会事務作業は全て学会事務局が行うこととし、本会事務局は、本会名の公文書管理以外は労役を提供しない。

(学会長)

第6条 学会長は理事会が推薦し、総会での承認を得て、会長が委嘱する。

2 選任時期は、担当年度の前年度総会とする。

3 学会長の権限は実行委員にのみ行使することができる。なお、研究班員、本会事務職員への指示・命令は、本会理事会の指示・許可を得た場合のみ認められる。

(実行委員会)

第7条 学会の運営を円滑に行うため、実行委員会を学会開催の概ね1年前に組織する。

(実行委員)

第8条 実行委員は、学会長と学会担当理事が協議の上推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 実行委員の定数は18名以内とする。なお、増員する場合は理事会の議決を経て決定する。

(実行委員長)

第9条 実行委員長は、実行委員の中から学会長が指名する。

2 実行委員長は学会長の判断で実行委員会の設置以前に任命することができる。その場合は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(任期)

第10条 学会長及び実行委員の任期は、委嘱を受けた日から学会終了後2ヶ月以内とする。

(会議)

第11条 会議は学会長が必要と認めるとき随時招集し、議長は学会長がこれにあたる。

2 学会担当理事は会議に出席するものとする。

3 会議終了後、議事録を作成し、理事会に提出するものとする。

(議決)

第12条 会議は学会に必要な次の事項を議決する。ただし、会場及び開催期日については理事会の承認を得る。

- (1) 会場及び開催期日
- (2) 講演、シンポジウム等の大綱、内容及び演者
- (3) 一般演題の採否及び発表形式
- (4) 座長（司会等）の選任
- (5) 経理の執行
- (6) その他学会開催に必要な事項

(会計)

第13条 学会は本会の事業予算をもって運営する。

2 学会長は、あらかじめ学会予算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

3 学会長は、学会終了後2ヶ月以内に収支決算書を理事会に提出し承認を得なければならない。

(参加資格)

第14条 学会に参加できる資格は次のとおりとする。ただし、公開講演は参加資格を問わない。

- (1) 会員
- (2) 賛助会員

- (3) 技師養成学校の学生およびその引率者
- (4) 医師、看護師、診療放射線技師等の医療従事者
- (5) その他、学会長が認めた者

(参加費)

第 15 条 学会の参加費は以下のとおりとする。

- (1) 本会、又は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会員及び本会賛助会員) : 2,000 円
- (2) (1) 以外の臨床・衛生検査技師 : 5,000 円
- (3) 技師養成校の学生およびその引率者 (非会員) : 無料
- (4) 技師以外の非会員 : 無料
- (5) 一般演題の共同発表者 (連名者) で非会員のもの : 2,000 円
 - ア 同一施設の共同演者は演題数に限らず一編分の金額を徴収する。
 - イ 技師以外の医療従事者の共同発表は無料とする。
- (6) その他学会長が認めた者 : 無料

(規程の改廃等)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 17 条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。